

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年二月一日から適用する。

令和六年一月三十一日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 削除</p> <p>五〇五十八 (略)</p> <p>五十九 削除</p> <p>六〇七十一 (略)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇四十八 (略)</p> <p>四十九 人工内耳植込術 (一側性感音難聴(高度又は重度のものに限る。))</p> <p>五〇五十八 (略)</p> <p>五十九 ベバシズマブ局所注入療法 重症未熟児網膜症</p> <p>六〇七十一 (略)</p>